



# 福島等の損害賠償と復興について

## － 概況説明 －

---

令和6年2月17日（土）、18日（日）

京都大学 経済研究所 先端政策分析研究センター 特定准教授

山下 恭範

# 東日本大震災における 原発事故による 福島への損害賠償と復興

これまでの歩みとこれから

2024年  
2月17日(土) 14:00~17:00  
2月18日(日) 9:30~12:30

京都大学 国際科学イノベーション棟 シンポジウムホール

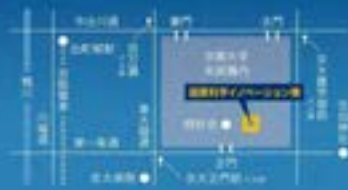
zoomを活用したオンライン参加とのハイブリッド開催を予定しています  
(会場定員:250名・オンライン定員:500名)  
YouTubeでのライブ放映も予定しています  
シンポジウム終了後は、オンデマンドで公開を予定しています



参加無料

参加ご希望の方は、右のQRコードまたは  
ホームページよりお申し込みください。

<https://www.caps.kier.kyoto-u.ac.jp/>



失策政策分析研究センター  
CAPS  
The Research Center for Advanced Policy Studies

KIER 京都大学経済研究所  
Kyoto Institute of Economic Research

## 2月17日(土) 福島の原子力損害賠償

14:00~14:10 開会の挨拶 西山 慶彦 京都大学経済研究所長

14:10~15:10

基調講演1  
中間指針と原賠ADRセンターによる  
福島原発事故の被害者救済の  
実績と課題

松浦 重和  
大塚科学会研究開発部長 副・原子力損害賠償対策委員会代理

基調講演2  
福島における原子力損害賠償の  
法的意義と今後の課題

大塚 直  
早稲田大学法学部教授・原子力損害賠償対策委員会 委員会代理

15:10~15:50

話題提供1  
福島第一原子力発電所事故による  
被害と賠償の実態

大坂 恵里  
東京大学法学部法律学専攻教授

話題提供2  
原子力損害賠償の国際的な歴史の歩みと  
福島原発事故における原子力損害賠償に  
対する国際的な受けとめ

北郷 太郎  
OECD/IAEA国際原子力損害賠償委員会・原子力法  
学研究会副会長、IAEA国際原子力損害賠償  
委員会、東アジア原子力損害賠償委員会(CAP) 幹事長兼副会長、  
原子力損害賠償対策 検討会 会長兼副会長

16:00~17:00 パネル討論 福島の原子力損害賠償の現状と課題、今後の展望について

司会進行 鎌田 薫 早稲田大学教授・原子力損害賠償対策委員会 委員長  
パネリスト 基調講演者および話題提供者の4名  
モデレーター 山下 恭範 京都大学経済研究所政策分析研究センター 特任准教授

## 2月18日(日) 福島の復興や街づくり

09:40~10:10

基調講演  
これまでの福島復興の取組と  
今後の課題

新居 泰人  
内閣府 福島原子力事故応急対策本部 長  
(元 福島県知事 専断)

話題提供1  
福島県における教育研究に関する  
新たな取り組み

木村 直人  
福島県立総合教育センター 長

10:10~11:10

話題提供1  
除染とふるさと  
—復興に向かう浜通りの点描—

小沢 靖司  
宮城大学教授・福島大学客員教授・山形県立大学・  
元環境省福島県環境再生推進員

話題提供2  
なぜ今、福島浜通り地域が  
一番熱いのか。

高橋 大就  
一般社団法人AAMA(うらたの会)理事——一般社団法人東の会  
専任理事・福島浜通り地域代表

11:20~12:20 パネル討論 福島の復興・新たな街づくり・コミュニティづくりなどの今後の展望について

司会進行 長谷山 美紀 北海道大学客員教授  
パネリスト 基調講演者および話題提供者の4名  
モデレーター 山下 恭範 京都大学経済研究所政策分析研究センター 特任准教授

12:20~12:30 閉会の挨拶 溝端 佐史史 京都大学経済研究所政策分析研究センター 長

講演内容や話題提供の内容は、シンポジウム当日に変更となる場合があります

- (東日本大震災や原発事故に伴う)避難等について
- 損害賠償について
- 復興・再生について
- 最後に

# 避難について



●東京から 200 キロ圏内

●お隣の県

新潟・山形・宮城

群馬・栃木・茨城

●県庁所在地は福島市

## 【福島県地図】



● 第一原発

● 第二原発

●東北地方の一番南

●面積 13783.9 km<sup>2</sup>

全国で 3 番目に広い

●浜・中・会津の 3 地方

気候が大きく異なる

会津地方

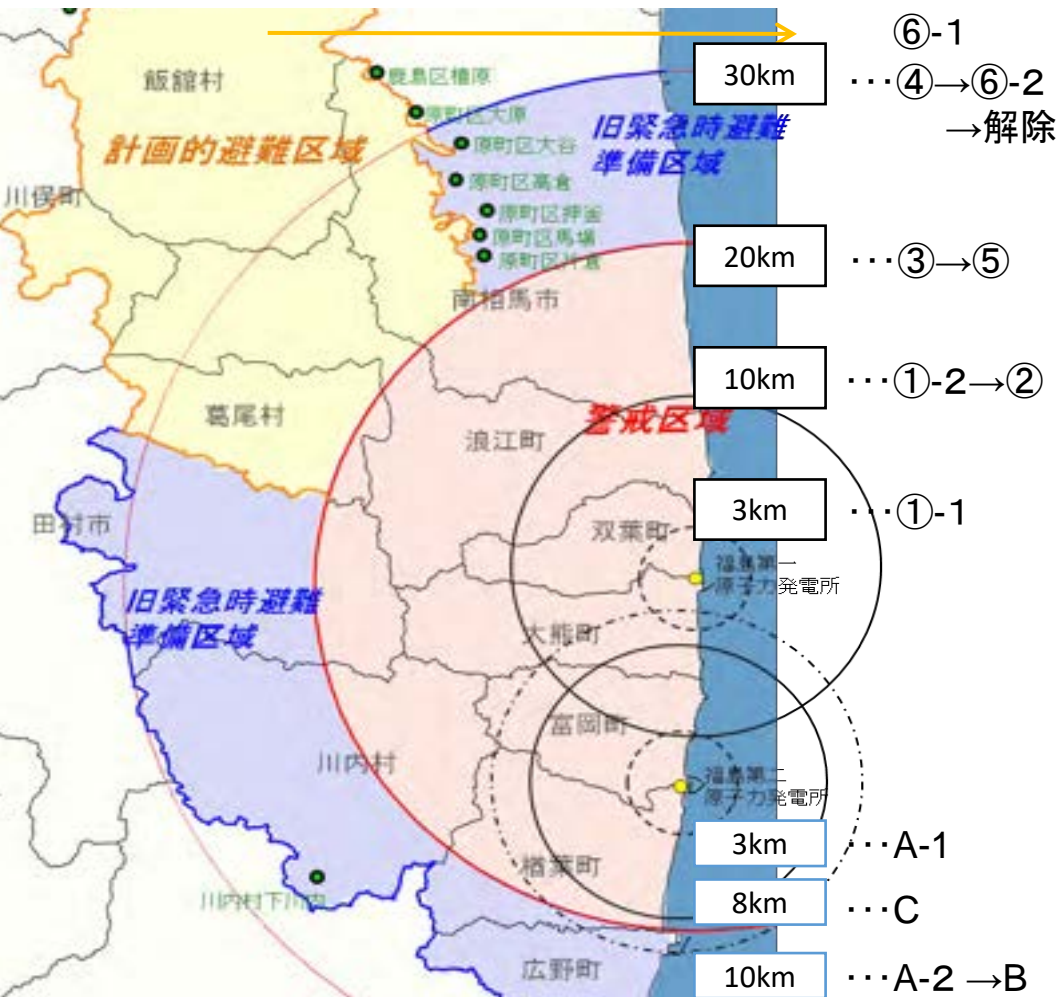
中通り

浜通り



# 政府による住民の避難等に係る指示の対象区域

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、国は、原子力災害の拡大防止のため、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域及び避難指示区域を設定。



## 【住民の避難等に係る指示】

平成23年3月11日

21:23 → 福島第一 3km避難区域 (①-1)  
 福島第一 10km屋内退避区域 (①-2)

平成23年3月12日

5:44 → 福島第一 10km避難区域 (②)  
 7:45 → 福島第二 3km避難区域 (A-1)  
 福島第二 10km屋内退避区域 (A-2)  
 17:39 → 福島第二 10km避難区域 (B)  
 18:25 → 福島第一 20km避難区域 (③)

平成23年3月15日

11:00 → 福島第一 20-30km屋内退避区域 (④)

平成23年4月21日

11:00 → 福島第二 8km避難区域 (C)

平成23年4月22日

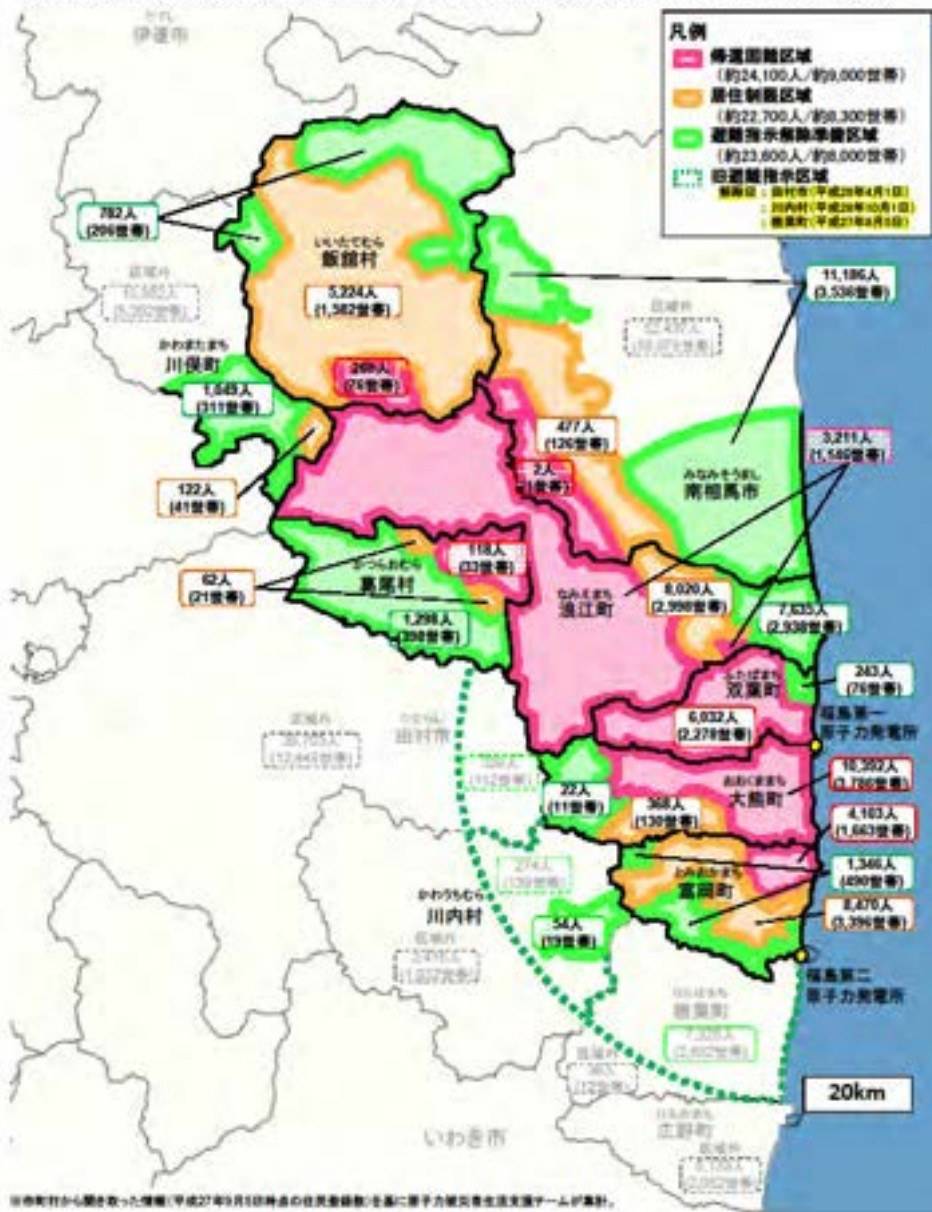
0:00 → 福島第一 警戒区域 (⑤)  
 9:44 → 計画的避難区域 (⑥-1)  
 → 緊急時避難準備区域 (⑥-2)

平成23年9月30日

18:11 → 緊急時避難準備区域 (⑥-2) の解除

- 避難区域 : 住民の避難を指示した区域
- 屋内退避区域 : 住民の屋内退避を指示した区域
- 計画的避難区域 : 計画的な避難を指示した区域
- 緊急時避難準備区域 : 緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域
- 特定避難勧奨地点 : 住居単位で設定し、注意喚起、自主避難の支援等を行う地点

避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数（平成27年9月5日時点）



避難指示区域の概念図  
 令和5年5月1日時点 飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後



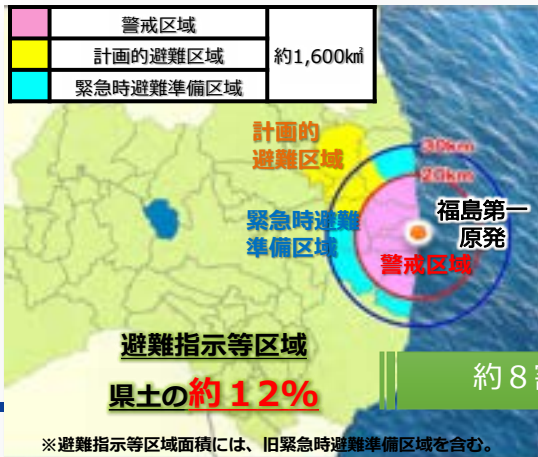


# 避難指示区域の状況及び避難者数の推移

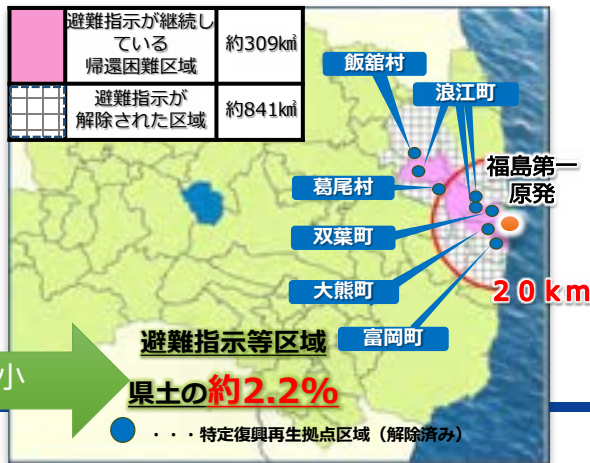
**現状** 帰還環境の整備により避難指示の解除が進み、**県土に占める避難指示等区域の面積は約12%から約2.2%まで縮小。県内外の避難者数は約2万7千人。**

## 避難指示等区域の変化

### ◆2011年4月22日時点



### ◆2023年12月26日現在



## 避難地域12市町村の居住状況

市町村	居住率
広野町	90.6%
田村市（都路地区）	86.0%
川内村	82.8%
楢葉町	66.9%
南相馬市（小高区等）	62.7%
川俣町（山木屋地区）	50.7%
葛尾村	36.4%
飯館村	32.5%
富岡町	19.6%
浪江町	13.9%
大熊町	6.0%

(2023年10月末時点)

## 特定復興再生拠点区域とは 1.8%

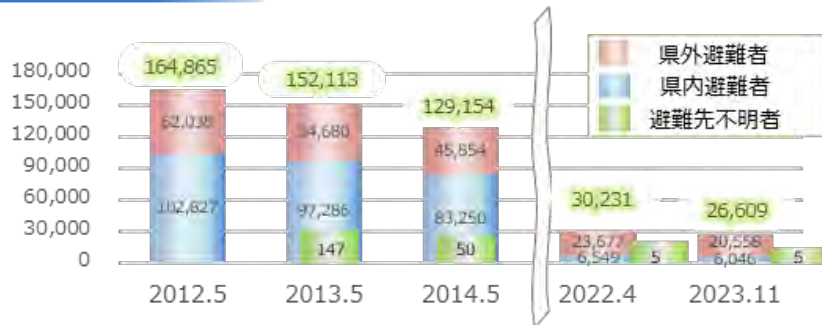
将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする区域。県内6町村に設定され、2022年6月から2023年11月までに全ての避難指示が解除された。

## 特定帰還居住区域とは

2023年6月に福島復興再生特措法が改正され、帰還困難区域のうち、避難指示の解除による住民の帰還及び帰還後の住民の生活再建を目指すために設けられた区域。

## 避難者数の推移

【出典】福島県災害対策本部  
「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」



**課題等**

- 特定復興再生拠点区域におけるそれぞれの地域の実情に応じた**インフラ・生活環境の整備**
- 特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けた十分な**除染等の取組**
- 避難を継続されている方々に対する**相談・支援体制の継続**
- 買い物、医療・福祉、教育、交通、鳥獣被害対策等の**帰還環境の整備**
- **帰還困難区域全ての避難指示解除**

福島県『復興・再生のあゆみ(第12版、令和5年12月)』より

# 損害賠償について

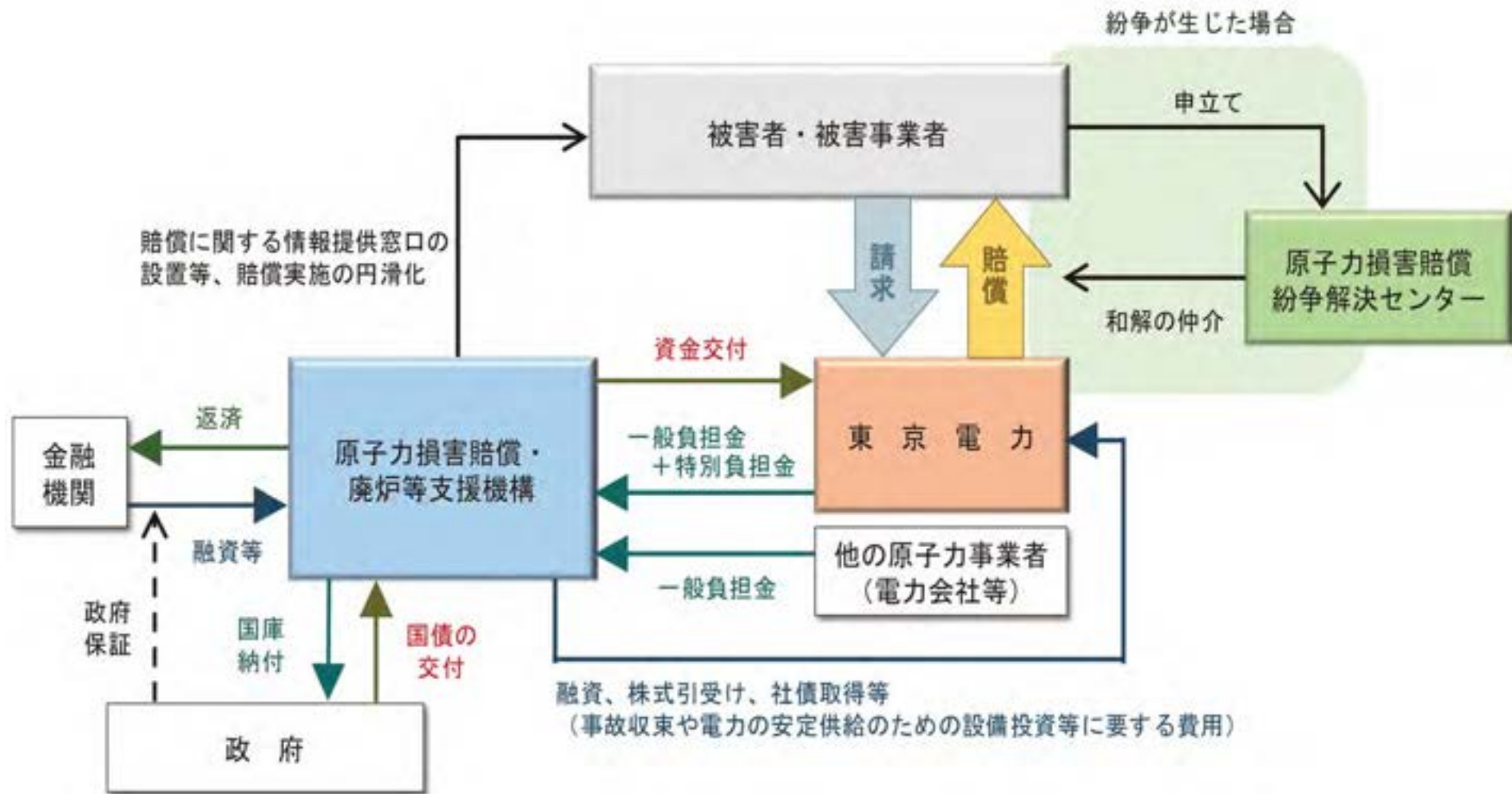


図 1-10 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償支援

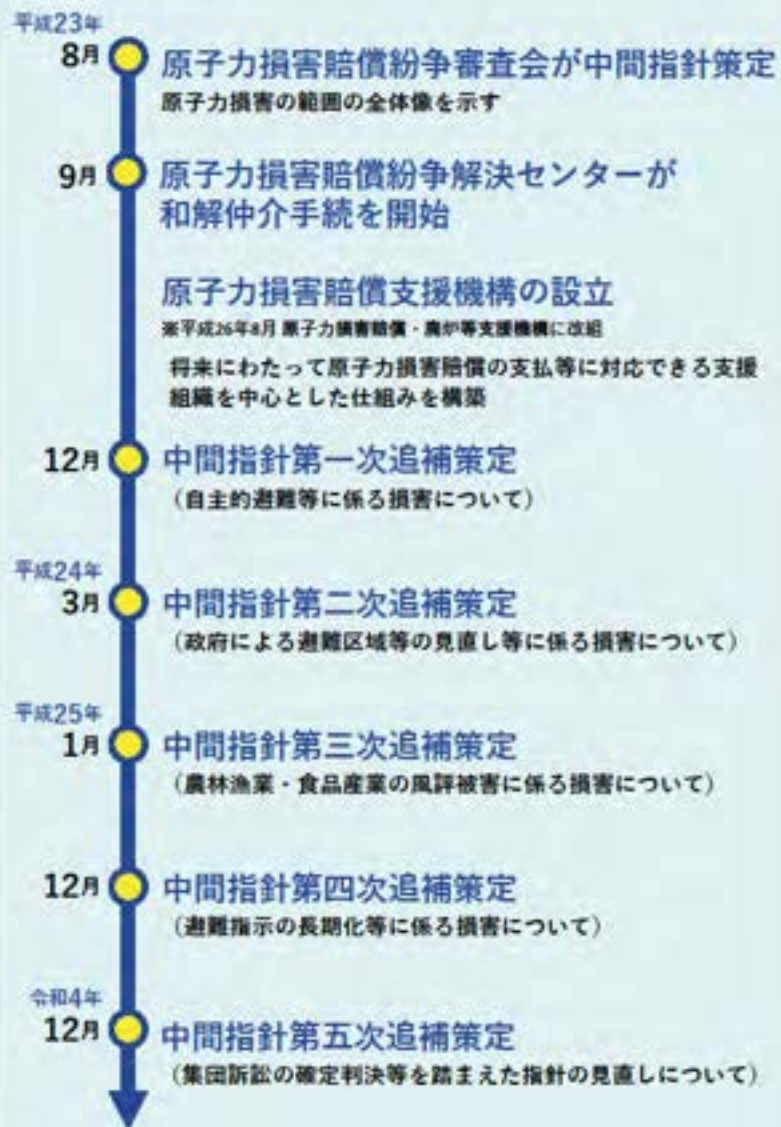
(出典)経済産業省「平成 26 年度エネルギーに関する年次報告」(2015 年)に基づき作成

# 原子力損害賠償への対応

- ▶ 東電福島原発事故により生じた原子力損害について、東京電力による賠償が迅速・公平・適正に進むよう、法律等の学識経験者で構成された「原子力損害賠償紛争審査会」(文部科学省に設置)により、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の項目・範囲などの目安を示す指針 (=中間指針) が順次策定されています。
- ▶ また、中間指針を踏まえた東京電力による直接の賠償で和解に至らない場合でも、訴訟によらず和解が成立できるよう、原子力損害賠償紛争審査会に設置された原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが中立的な立場で和解の仲介を行っています。



※件数はいずれも令和4年12月末までの累計



平成23年

8月 ● 原子力損害賠償紛争審査会が中間指針策定  
原子力損害の範囲の全体像を示す

9月 ● 原子力損害賠償紛争解決センターが  
和解仲介手続を開始

## 原子力損害賠償支援機構の設立

※平成26年4月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組

将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築

12月 ● 中間指針第一次追補策定  
(自主的避難等に係る損害について)

平成24年

3月 ● 中間指針第二次追補策定  
(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)

平成25年

1月 ● 中間指針第三次追補策定  
(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)

12月 ● 中間指針第四次追補策定  
(避難指示の長期化等に係る損害について)

令和4年

12月 ● 中間指針第五次追補策定  
(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)



東電福島原発事故の  
原子力損害の  
**賠償請求**について  
一緒に確認しませんか？

- ▶ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構では、被害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。
- ▶ 原子力損害賠償紛争解決センターでは、東京電力から示された金額では納得できない方などに、個別の事情に応じて和解案を提示しています。



原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）の  
相談会

- 東京電力とは異なる第三者の立場でご相談に応じています。
- NDFが行う相談事業は、すべて無料です。
- 避難指示区域内・外、個人・事業者を問わず、ご利用いただけます。



原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターの  
説明会

- 自治体、NPOなどと連携した無料説明会を開催しています。
- どのように申立てをすればよいかを説明します。その場で申立ても可能です。
- 弁護士資格等を持った専門家が個別に対応します。

— どこに問い合わせしてよいかわからない場合 —

賠償全般についてのご相談



- ▶ 請求遅れがないか相談したい
- ▶ どのような手続き方法があるのか解らない
- ▶ 賠償金額について確認したい

相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）

- ▶ 文部科学大臣等が監督する法人
- ▶ 弁護士による法律相談
- ▶ 行政書士による情報提供
- ▶ 無料相談会開催

賠償額・内容に納得できない場合



- ▶ 東京電力との話し合いが済まない
- ▶ 東京電力の提示内容に不満がある
- ▶ 東京電力と対立解決、とにかく手続きを進めたい

申立て

和解の仲介

原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター

- ▶ 書（文部科学省）の紛争解決機関
- ▶ 中立・公平な立場の仲介委員（弁護士）が関に入り、和解案を提示

直接請求を行う場合



- ▶ 東京電力へ直接損害賠償請求をしたい

直接請求

賠償

東京電力

- ▶ 典型的な損害は設定された項目や賠償金額ごとに賠償
- ▶ 個別の事情に応じて賠償金額を提示

# 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害

- 平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらし、政府による避難指示などにより多くの住民避難、事業者の事業活動断念を余儀なくされました。
- また、原発事故による損害は、避難指示が出なかった地域の住民にも放射線被ばくへの恐怖や、福島県のみならず広範囲に及ぶ商品やサービスの買い控えといった風評被害を引き起こしました。

[原発事故による損害の例]



避難生活等による精神的損害

避難等によって被った精神的苦痛や避難生活等による生活費の増加費用



生命・身体的損害

避難等によってけがをしたり病気になったりした際の入通院にともなう慰謝料や交通費



財物

避難指示区域内の宅地や建物などの価値の減少



営業損害

避難指示によって休業を余儀なくされた場合や風評被害によって生じた減収

# 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害

- これらの原発事故による損害は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づき、原子力事業者である東京電力が賠償する責任を負っています。
- 2022年末時点で、東京電力は原賠法第16条に基づく国の援助を受け、約10兆円を超える賠償金を福島県内外の被害者に支払っています。

[原子力損害賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）]

## <ポイント>

- ①原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すこと（第3条）
- ②事故の責任は、原子力事業者のみに集中すること（第4条）
- ③政府が必要と認める場合には、原子力事業者に対して必要な援助を行うことができること（第16条）
- ④原子力損害賠償紛争審査会を設置すること（第18条）

## <条文抜粋>

・第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与え たときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。【無過失責任】

・第4条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。【責任集中】

・第16条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。【国の措置】

・第18条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。【原子力損害賠償紛争審査会の設置】

[東京電力の賠償状況]（出典：東京電力ホールディングスWebサイト）

## <賠償項目別の合意金額の状況>

	賠償合意実績 <sup>※1</sup> (2023年5月末現在)
<b>I. 個人の方に係る項目</b>	<b>20,195億円</b>
検査費用等	2,834億円
精神的損害	10,996億円
自主的避難	3,642億円
就労不能損害	2,723億円
<b>II. 法人・個人事業主の方に係る項目</b>	<b>32,703億円</b>
営業損害	5,574億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	19,578億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	2,638億円
間接損害等その他	4,912億円
<b>III. 共通・その他</b>	<b>20,033億円</b>
財物価値の喪失又は減少等	14,898億円
住居確保損害	4,884億円
福島県民健康管理基金	250億円
<b>IV. 除染等<sup>※2</sup></b>	<b>34,468億円</b>
合計	107,400億円

※1 進捗手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

# 福島県原子力損害対策協議会の取組

黒字：協議会の主な活動 青字：関連事項

2014			2013				2012			2011						
9	5	12	11	4	1	11	5	4	3	1	12	12	11	9	8	7
11	15	26	18	25	30	19	31	27	16	19	22	6	24	2	5	21

国に原子力災害の賠償等に関する緊急要望

中間指針策定(原子力損害の範囲の全体像を示したもの)

【賠償項目例】

避難等費用、精神的損害、財物価値の喪失等、営業損害、就労不能等に伴う損害など

原子力損害賠償の完全実施を求める福島県総決起大会開催

国、東京電力に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求

国に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望  
中間指針追加補策定(自主的避難等に係る損害についても)

【賠償項目例】

自主的避難者及び滞在者の損害

国、東京電力に福島県内全域、全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する緊急要望・要求

国に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望  
中間指針第二次追加補策定(政府による避難区域等の見直し等に係る損害についてのもの)

【賠償項目例】

避難指示区域見直し後の避難費用及び精神的損害、旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害など

国、東京電力に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求  
東京電力に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

国、東京電力に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求

中間指針第三次追加補策定(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についてのもの)

東京電力に対する直接要求・交渉

国に原子力損害賠償に係る「指針」の追加等に関する緊急要望

中間指針第四次追加補策定(避難指示の長期化等に係る損害についてのもの)

【賠償項目例】

住居確保に係る損害、精神的損害、避難指示解除後の「相当期間」

国に原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と原子力損害賠償紛争解決センターの「和解の仲介」に関する緊急要望

国、東京電力に原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求

**東電の賠償姿勢に不満**  
関係者迅速な対応求める

東京電力ホールディングス(東電)の賠償姿勢に、福島県原子力損害対策協議会(協議会)の関係者は不満を表明している。協議会関係者は、東電の賠償姿勢が「誠意が感じられない」と指摘し、関係者への迅速な対応を求めた。

**賠償範囲 全県民に**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、福島県内全域、全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償を求める緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。

**避難費用 精神的損害**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、避難費用及び精神的損害の賠償を求める緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。

**全面賠償求め気勢**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、福島県内全域、全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償を求める緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。

**賠償実現 緊急要望へ**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、賠償の実現を求める緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。

**関係者迅速な対応求める**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、関係者への迅速な対応を求める緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。

**賠償範囲 全県民に**

福島県原子力損害対策協議会(協議会)は、賠償範囲を全県民に拡大する緊急要望を、国と東京電力(東電)に提出した。





# 復興・再生について

現状

県産食品を輸入規制している国と地域のは、**原発事故直後の55から7まで縮小**。また、輸出状況は震災前に比べ増加しており、2022（令和4）年度は過去2番目の輸出量に。一方で、県産農産物の価格は回復傾向にあるものの、**全国との価格差がまだ回復していない品目がある**。

農産物の輸出状況



輸入規制を行っている国・地域の数



主な農産物価格の推移と全国との価格差



(2023年10月16日現在)

- 福島県産食品の**広い品目**で輸入停止している国・地域 (12→3) 中国、香港、マカオ
- 福島県産食品の**一部**を輸入停止している国・地域 (4→3) 韓国、台湾、ロシア
- 検査証明書の添付等により食品の輸入を認めている国・地域 (39→1) フランス領ポリネシア

## 現状

2023 (令和5) 年4月1日に浪江町に、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として**福島国際研究教育機構 (F-REI※)** が設立。 ※ F-REIは「Fukushima Institute for Research, Education and Innovation」の略称

## F-REIの概要

- F-REI (エフレイ) は、福島をはじめ東北の復興を実現するとともに、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、国が設立した法人。福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割が期待されている。
- 2023年4月1日、浪江町にある「ふれあいセンターなみえ」にF-REI本部を開所。これから施設・研究設備などの整備が進められていく。











## イノベ構想とF-REI

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、既存の研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核拠点を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速化。
- イノベ構想の産業集積等の取組は、F-REIの研究開発・産業化に貢献。

## 4つの機能

<b>1. 研究開発</b> 5つの研究開発分野を推進	<b>2. 産業化</b> 産学連携体制の構築等	<b>3. 人材育成</b> 研究人材の育成、高等専門学校との連携等	<b>4. 司令塔</b> 協議会を組織し、既存施設等の取組に横串を刺す
--------------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	---

## 5つの研究開発分野

 <b>1. ロボット</b>  過酷環境に対応する ドローン・ロボット 事業の進捗状況	 <b>2. 農林水産業</b>  農林水産業のスマート化 (農業制御システム)	 <b>3. エネルギー</b>  カーボンニュートラルの実現 (バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造)	 <b>4. 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用</b>  放射線イメージング技術の研究開発	 <b>5. 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信</b>  復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究
---	---	---	---	---

## 事業の進捗状況



2023.4.1 F-REI開所式



2023.5.10 第1回新産業創出等研究開発協議会



2023.9.1 連携協力に関する基本合意書の締結 (南相馬市)



2023.9.26 トップセミナー (福島高専)

福島県『復興・再生のあゆみ(第12版、令和5年12月)』より

## 課題等

- **F-REIの研究開発、産業化、人材育成等の機能が最大限発揮**されるよう、国や関係機関との連携

**現状** 福島イノベーション・コースト構想の各重点分野の拠点整備が進むほか、企業誘致と地域内外企業の事業化等産業集積や教育・人材育成、交流人口拡大など構想の具体化に向けた取組を推進。

## 福島イノベーション・コースト構想とは

浜通り地域等は、震災と原子力災害により働く場を喪失。地域復興を実現するためには、前提となる福島第一原発事故の収束を進めながら、新たな産業基盤の創出が求められている。

浜通り地域等の失われた産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す**国家プロジェクト** 6つの重点分野を位置づけ、福島ロボットテストフィールド等の拠点整備を含めた**主要プロジェクトの具体化**に加え、**産業集積の実現、教育・人材育成、交流人口の拡大**などに向けた取組を進めている。

## 6つの重点分野

### I 廃炉

国内外の英知を結集した技術開発



廃炉作業などに必要な実証試験を実施する「楡葉遠隔技術開発センター」

### II ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積



陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した「福島ロボットテストフィールド」

### III エネルギー・環境・リサイクル

先進的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立



再生可能エネルギーの導入促進、連系する共用送電線を整備し導入を加速化

### IV 農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生



ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」

### V 医療関連

技術開発支援を通じ医薬品関連産業の集積を促進



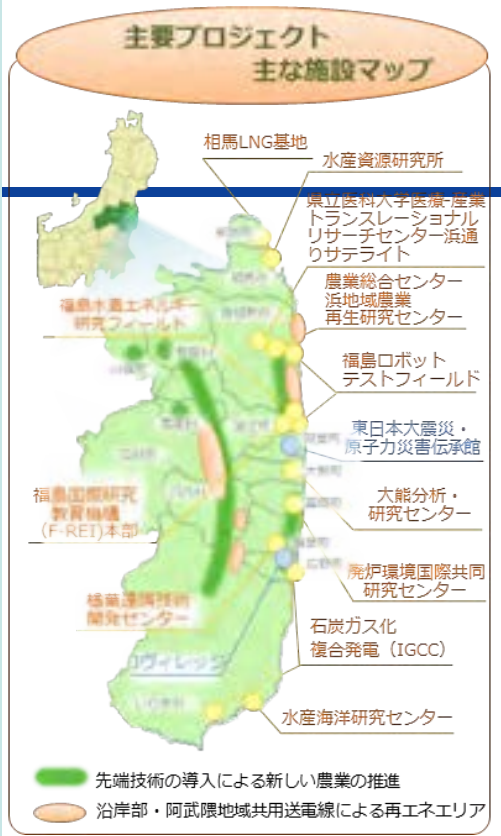
「医療-産業トランスレーショナルリサーチセンター」

### VI 航空宇宙

「空飛ぶクルマ」の実証や関連企業を誘致



「航空宇宙フェスタふくしま」



# 福島イノベーション・コースト構想Ⅱ

## 構想の実現に向けた取組

### 産業集積

企業誘致と地域内外企業の事業化を支援

#### ◆福島県企業立地セミナー



#### ◆「起業・創業」を志向する企業等向けのスタートアップピッチイベント (Fukushima Tech Create事業)



### 交流人口の拡大

人口が減少した浜通り地域等の交流人口拡大

#### ◆浜通りの地域等との絆を結ぶため、企業や若者を呼び込む交流事業を実施。



#### ◆地域住民に向け、福島イノベ構想の取組を身近に感じていただくためのセミナーを実施。



### 生活環境の整備

安心な暮らしに必要な環境の整備

#### ◆整備が進む公共インフラ

- ・東北中央自動車道
- ・常磐自動車道
- ・JR常磐線等の整備

#### ◆定期バスの運行

- ・福島ロボットテストフィールド～福島間

## イノベ構想の推進に係る税の優遇制度 (イノベ税制)

イノベ構想の重点分野に係る新製品の開発等について設備投資、被災者の雇用、研究開発を行う場合、課税の特例を受けることができる。

福島県『復興・再生のあゆみ(第12版、令和5年12月)』より

### 課題等

○拠点整備等各施策の効果をビジネスにつなげ、産業集積に厚みをもたせ、その効果を県全域に波及

### 情報発信

複合災害の記憶と教訓を将来へ引き継ぐ

#### ◆2020年9月に開館した東日本大震災・原子力災害伝承館(伝承館)は、2023年11月に累計来館者が25万人に到達した。



伝承館内部の様子

#### ◆2023年12月9日に「イノベ構想が拓く未来、惹きつける地域に向けて」をテーマにシンポジウムを開催した。



### 教育・人材育成

浜通り地域の未来を担う若い力を育てる

#### ◆「復興知」事業



#### ◆「ロボット・プログラミング体験講座」



#### ◆小高産業技術高等学校

文部科学省の「マイスター・ハイスクール事業」の指定を受け、産業界と連携した産業人材育成システムや工業、商業の学科連携により、高度な知識と技術を身に付け、新たな産業に対応できる人材の育成に取り組んでいる。



#### ◆ふたば未来学園中学校・高等学校

文部科学省の「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業」の拠点校として、グローバル・リーダーを育成している。ふるさと創造学や未来創造探究に取り組み、トップアスリートも育成している。



詳しくはこちら



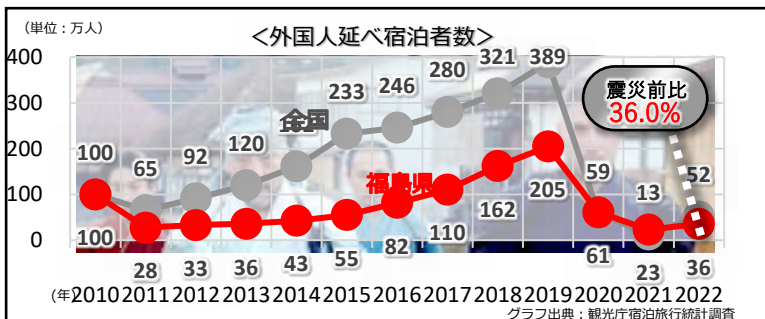
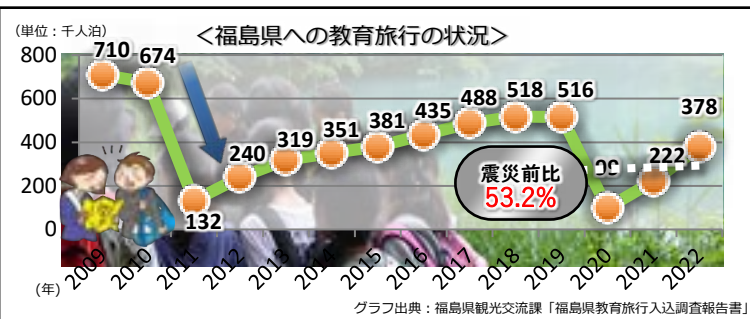
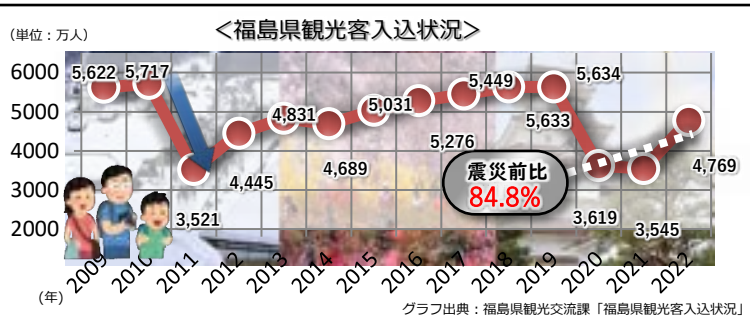
福島イノベーション・コースト構想  
YouTubeチャンネル



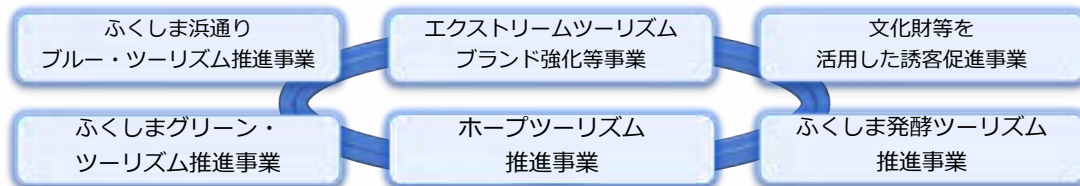
現状

新型コロナウイルスや2021（令和3）年、2022（令和4）年の度重なる福島県沖地震等の影響により、観光客入込数が落ち込む。コロナ禍以降は、観光客や教育旅行の入込数は回復基調。

入込数の推移



ホープツーリズムを中心とした様々な誘客促進事業の展開



浜通りブルー・ツーリズム



エクストリームツーリズム



文化財等を活用した誘客



グリーン・ツーリズム



発酵ツーリズム

ホープツーリズム



震災遺構浪江町立請戸小学校



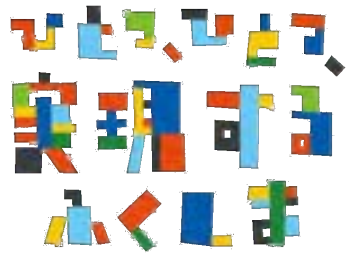
東日本大震災・原子力災害伝承館



Jヴィレッジ

課題等

- SDGs 18番目の目標としての“ふくしま復興”を加速させるため、**様々な事業による更なる誘客促進**
- ホープツーリズム**を核とした探究学習プログラムの磨き上げや継続的な情報発信・営業活動による**教育旅行の回復**
- アフターコロナを見据えた**外国人観光客の誘客に向けた情報発信**



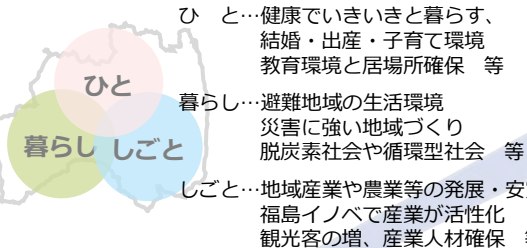
●県のスローガン

ひとつ、ひとつ、  
実現する ふくしま

P D C A マネジメントサイクルの確実な実行や、根拠に基づく政策立案(E B P M)の考え方を重視した事業の企画立案など課題を一つ一つ解決し将来の姿を目指す

令和12(2030)年度

<将来の姿>  
「ひと」「暮らし」「しごと」  
が調和しながらシンカ(深化、進化、  
新化)する豊かな社会



総合計画を着実に実行  
→SDGsの推進にも貢献

30年先の  
将来の姿

●基本目標

やさしさ、すこやかさ、おいしさ  
あふれるふくしまを  
共に創り、つなぐ

●県づくりの理念 (将来の姿の実現に向かう根本的な考え方)

- 多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会(県)づくり…やさしさ
- 変化や危機にしなやかで強靱な地域社会(県)づくり…すこやかさ
- 魅力を見だし育み伸ばす地域社会(県)づくり…おいしさ

●大事にしたい視点≡行動規範



<ふくしまの現在地>

- ▶ 復興・再生は着実に進展
- ▶ 一方、避難地域の再生や風評・風化など課題は山積
- ▶ また、人口減少も大きな課題となっている
- ▶ 加えて、自然災害、新型コロナウイルス感染症などの幾重もの困難に見舞われている

県民の皆さんの意見 (30年先の将来を見据え)

- ▶ 総合計画審議会からの意見
- ▶ 市町村からの意見
- ▶ 対話型ワークショップの意見
- ▶ 地域懇談会の意見
- ▶ 県民世論調査・アンケート



複雑な課題を抱える福島県がどのような姿を目指すのか、福島に心を寄せる人々との連携・協働を深めながら、普遍的な課題に照らして県づくりの方向性を示すため、SDGsの17の目標ごとの視点で描く

ふくしまSDGs推進プラットフォーム

- 多様な主体と力を合わせて県づくりを推進するための活動の場として、「ふくしまSDGs推進プラットフォーム」を設置しました。
- 2022年6月13日には、キックオフイベントで、福島県独自の18番目の目標である「**複合災害から福島を復興させよう**」を発表しました。
- 2023年1月26日より、プラットフォームのポータルサイトを開設しました。



プラットフォームポータルサイト





最後に

## Facility location & access

**Location:** Nakano, Futaba Town, Futaba-gun, Fukushima Prefecture

**Access:**

Approx. 12 km from the Namie IC on the Joban Expressway

Approx. 7 km from the Joban-Futaba IC (completed March 7, 2020) on the Joban Expressway

Approx. 2 km from Futaba Station (reopened March 14, 2020) on the Joban Line



～ふくしまの現在～

## 復興・再生のあゆみ(第12版)



大熊町「学びゆめの森」と、町内で震災後初めてのスポーツフェスティバル(運動会)  
 大熊町大川原地区に完成した町立の教育施設「学び(や)ゆめの森」の校舎は2023年8月25日、使用が開始されました。同校は、0歳から15歳までの子供たちが共に生活し、学ぶ園・学校であり、特色ある教育を通じ、人材育成と地域復興の相乗効果創出を目指しています。2023年9月30日、同校で学ぶ子供たちが町民の方々に呼びかけ、町内では13年ぶりとなるスポーツフェスティバル(運動会)が同校グラウンドで開催されました。子供たちのほか、保護者や教職員、町民の方々など約250人が参加しました。参加者は玉入れや子供たちが考えた競技を通じ、地域一体で交流を深めました。

福島県

令和5年12月26日  
 新生ふくしま復興推進本部